

現行業務（平成 27 年度）

【平成 27 年度業務委託内容】

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

- ア 地域におけるネットワークの構築
- イ 地域包括ケア推進ネットワーク会議の開催と地域課題の整理
- ウ 高齢者実態把握
- エ 総合相談
- オ 困難事例への対応
- カ もの忘れ相談

(2) 権利擁護業務

- ア 成年後見制度に関する対応
- イ 老人福祉法による措置に関する対応
- ウ 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応
- エ 困難事例への対応
- オ 消費者被害の防止に関する対応

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
- イ 個々の介護支援専門員へのサポート

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

2 地域包括ケア推進ネットワーク会議開催事業

3 高齢者実態把握事業

4 長野市ケア会議要綱（平成12年告示第184号）に規定する
ブロックケア会議開催に関する事業

5 介護者教室・介護予防教室開催事業

6 長野市援助老人サービス事業実施要綱（平成 12 年告示第 179 号）に
規定する日常生活援助計画の作成等に関する事業

平成 28 年度以降の新たな業務と機能強化

追加業務

1 包括的支援事業の追加

○生活支援体制整備事業（平成 28 年 4 月 1 日～）

- ・生活支援に関する地域資源の把握
- ・生活支援コーディネーターとの連携

○在宅医療介護連携推進事業

（直営包括支援センターが中心となって実施）

○認知症高齢者支援事業（平成 28 年 4 月 1 日～）

- ・認知症地域支援推進員配置（認知症相談、認知症ケアパスの作成、認知症サポーター講座開催）
- ・もの忘れ相談事業

○地域ケア会議事業（平成 28 年 4 月 1 日～）

ブロックケア会議廃止
生活圏域（行政区）単位の地域ケア会議の開催

○現行業務 6 の援助老人サービス日常生活援助計画作成等の廃止（新しい総合事業開始後に予定）

○総合相談支援業務で基本チェックリストの実施（新しい総合事業開始後）

○総合事業の介護予防ケアマネジメントを実施（新しい総合事業開始後）

包括的支援事業（4）介護予防ケアマネジメントを廃止
（指定介護予防支援事業所として実施する予防給付のケアマネジメントは継続実施）

2 職員配置の強化

3 職種（保健師・看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）
各 1 名以上を配置

3 職種の合計を 4 人以上を配置